

ID: 7001

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	教育委員会の教育長又は委員の解職の請求代表者証明書の交付（地方自治法施行令第91条第2項の準用）	
法令名 根拠条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 第3条第1項	
法令番号	昭和31年政令第221号	
【根拠条文】		
第91条		
2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。		
(解職請求の手続)		
第3条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第91条から第98条まで及び第98条の3の規定は、教育委員会の教育長又は委員の解職の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「教育長又は委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求書」とあるのは「教育長又は委員の解職請求書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「教育長又は委員の解職請求代表者証明書」と、「条例制定又は改廃請求者署名簿」とあるのは「教育長又は委員の解職請求者署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 91 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 1 項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項
	条例の制定又は改廃の請求	教育委員会の教育長又は委員の解職の請求
第 92 条第 1 項及び第 2 項	条例制定若しくは改廃請求書	教育長若しくは委員の解職請求書
	条例制定若しくは改廃請求代表者証明書	教育長若しくは委員の解職請求代表者証明書
第 94 条第 1 項	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)
第 96 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 1 項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項

	項の規定による請求は、同法	る法律第 8 条第 1 項の規定による請求は、地方自治法	
	条例制定若しくは改廃請求代表者	教育長若しくは委員の解職請求代表者	
	50分の1	3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	
第 97 条第 1 項	50 分の 1	3 分の 1(その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)	
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15 日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日